

報告第 4 号

専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定による昭和 60 年 3 月 28 日寒川町議会議決に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町の義務に属する損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

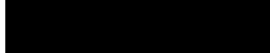
町は、次のとおり損害を賠償するものとする。

1 賠償金額 51,700 円

2 賠償の相手方



3 賠償の理由

令和 3 年 9 月 16 日午前 7 時 40 分頃、付近における救急活動において、救急車を発車させたところ、当該車両が同地内に設置されたブロック塀に接触し、当該ブロック塀を破損させたため、その損害を賠償するものとする。

令和 3 年 10 月 21 日

寒川町長 木 村 俊 雄